

九州大学国際交流会館使用細則

平成16年度九大細則第21号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 6年 2月 8日
(令和5年度九大細則第8号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学国際交流会館規則（平成16年度九大規則第98号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、国際交流会館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の区分)

第2条 規則第3条に規定する国際交流会館の各施設の区分は、別表のとおりとする。

(入居申請書の提出)

第3条 規則第7条に規定する入居申請書の提出は、所定の様式により所定の期日までに行うものとする。

2 入居申請書は、特別の事情があるときは、九州大学又は受け入れる教育研究施設の職員が当該申請者に代わり入居申請書を作成し、提出することができる。

(入居許可書の交付)

第4条 規則第8条第2項に規定する入居許可書の交付は、所定の様式により行うものとする。

(入居期間の延長)

第5条 規則第9条に規定する入居期間延長申請書の提出は、第3条の規定に準じて行うものとする。

(入居)

第6条 規則第10条に規定する入居に当たっては、所定の入居届を、入居後7日以内に提出しなければならない。

(入居許可の取消し)

第7条 規則第11条に規定する入居許可の取消しは、別記様式第7号の入居許可取消通知書を交付して行うものとする。

(国際交流会館の使用)

第8条 国際交流会館の使用を希望する者は、所定の国際交流会館使用届を総長に提出しなければならない。

(使用時間)

第9条 国際交流会館の補食室及び洗濯室の使用時間は、午前6時から午後11時までとする。

(退去届)

第10条 規則第17条に規定する退去届は、同条第1項第1号に該当する場合は入居期間の満了日の1月前までに、同項第2号に該当する場合は退去日の7日前までに、所定の退去届により提出しなければならない。

(退去時の点検)

第11条 入居者は、退去に当たっては、居住した部屋を原状に回復し、点検を受けなければならない。

(退去処分のお知らせ)

第12条 規則第18条に規定する退去処分は、所定の退去命令通知書を交付して行うものとする。

(入居者心得)

第13条 入居者に対する入居者心得は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大細則第4号）

この細則は、平成24年8月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年度九大細則第8号）

この細則は、平成26年9月24日から施行する。

附 則（平成26年度九大細則第38号）
この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大細則第8号）
この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大細則第22号）
この細則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大細則第27号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大細則第25号）
この細則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大細則第8号）
この細則は、令和6年3月1日から施行する。

別表

施設名	区分	室数
井尻国際交流会館	単身者用(留学生用) 単身者用(研究者用) 多目的ホール 談話ホール 和室	5 9 室 6 室 1 室 1 室 1 室
馬出国際交流会館	単身者用 談話室	2 4 室 1 室
筑紫国際交流会館	単身者用 シェアルーム 多目的室 談話室	6 1 室 5 室 1 室 2 室
福岡市国際会館	単身者用	4 6 室
セトルインターナショナル	単身者用	7 5 室